

# 岐阜県公報

## 目次

告示

救急病院の認定

収用委員会告示

土地収用法施行令に基づく公示による通知

公示

岐阜県収用委員会の審理の開始

(医療整備課) 四六七<sup>ベ</sup>

(収用委員会) 四六七

(収用委員会) 四六八

## 告示

岐阜県告示第三百七十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院として認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和三年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名	所在地	有効期間
下呂市立金山病院	下呂市金山町金山九七三番地	自令和六・八・二四 至令和六・八・二三

## 収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第四号

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知をする。

令和三年八月二十四日

岐阜県収用委員会

会長 森 裕之

公示による通知

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

令和三年八月二十四日

氏名及び住所不明。ただし、最後の本籍 京都府京都市北区紫野下柏野町二二番地、死亡時の住所 アメリカ合衆国テキサス州ベンプルック市パロミノドライブ三九三番地 (亡) 加藤満紀子の相続人

住所不明。ただし、(亡) 加藤満紀子に係るアメリカ合衆国テキサス州衛生局発行死亡証明書記載の二〇一六年三月三十一日時点の住所 アメリカ合衆国テキサス州ベンプルック市パロミノドライブ三九三番地 加藤理沙

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により右の者に通知すべき左記書類は、岐阜県収用委員会事務局(岐阜県県土整備部用地課内)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

令和三年八月十七日付け令和三年岐収委第五号及び第六号収用事件第一回審理の開催について(通知)

令和三年八月十七日付け令和三年岐収委第五号及び第六号収用事件現地調査の実施について(通知)

(注意) 右書類を受領しないときは、令和三年九月七日をもってその書類の通知があつたものとみなします。

令和三年八月二十四日

岐阜県収用委員会

公 示

岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則(昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号)第七条の規定により公告する。

令和三年八月二十四日

岐阜県収用委員会

会長 森 裕 之

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事件名

令和三年岐収委第五号及び第六号収用事件「一般国道一五八号改築工事(中部縦貫自動車道「高山清見道路」・岐阜県高山市丹生川町坊方字小井戸ヶ洞地内から同町町方字城ヶ屋敷地内まで、同町新張字宮ノ上地内から同町新張字林ノ下地内まで及び同町新張字ホウシヨ地内から同市松本町地内まで)及びこれに伴う附帯工事」

三 期日

令和三年九月十六日(木) 午前十一時から

四 場所

岐阜市藪田南二丁目一一番二二号

岐阜県水産会館二階中会議室